

学生・教職員の皆様へ

学 長 植木 朝子
(緊急対策本部長)

緊急事態宣言の発令に基づく本学の対応について【第14報】

京都府をはじめ近隣府県を含む4都府県に対して緊急事態宣言が発令されたことを受け、緊急対策本部において今後の対応を検討しました。

本学では、キャンパスへの入構者を制限する等の対応によって感染拡大リスクを抑えつつ、対面形式での実施が不可欠な授業を継続するために、4月26日(月)をもって第13報を廃止し、4月27日(火)から5月11日(火)までの緊急事態宣言期間中は、下記のとおり取り扱いますので、お知らせします。

ただし、緊急事態宣言の期間が延長された場合には、この対応もその終了まで継続します。

なお、緊急事態宣言期間中は、第14報が「同志社大学版新型コロナウイルス感染症拡大予防のためのガイドライン」(第4版)及び「新型コロナウイルス感染拡大防止の手引き」(以下「ガイドライン等」という。)よりも優先します。また、第14報に記載のない事項については、これまで通りガイドライン等に従ってください。

記

1. キャンパスへの入構

- 学外者の不要不急の入構は認めません。
- 学生、教職員等の大学関係者においても、不要不急の入構がないよう計画的な行動を要請します。
- 各キャンパスの中心的な門扉のみ半分程度開放し、その他通用門等は閉鎖します。

2. 授業運営

- 学部・研究科・センターが対面形式での実施が適当と認める授業については、感染予防策を徹底のうえで対面授業を継続します。
- ただし、感染拡大状況に鑑みて、4月27日(火)以降、緊急事態宣言期間中、対面授業からネット配信授業に切り替える授業もあります。その場合、学生の皆さんは当該科目の担当教員の指示に従ってください。

3. 正課外活動

- オンラインによる正課外活動を強く推奨します。
- 他府県への遠征の中止又は延期を強く要請します。

- 学友団所属団体及び学生支援センター登録団体が、上記期間中に課外活動を行う場合には、事前に活動内容等の申請、感染防止策の策定と順守の誓約を学生支援センターに行い、感染防止策の徹底が認められるときに限り、規模や内容を制限した活動を認めます。許可なく課外活動を実施した場合や、認めた事項を逸脱する活動があった場合には、別途措置を講じます。
- 上記の団体に限らず、学生が任意で構成しているグループでの活動や友人同士の集まり等、集団での行動は控えるよう要請します。

4. キャンパス内での行事、催物、学会等の開催

- 一般に開放している施設については、学外者の利用を停止します。
- 一般公開している講座や講演会等については、オンライン形式での開催への変更又は開催の中止若しくは延期とします。
- 本学の全ての施設（教室以外の施設も含む）については、学外団体への貸出を行いません。緊急事態宣言が終了するまでの期間に利用予約がある場合には、中止を回避できないものを除き、主催者にその利用をお断りします。
- 大学主催の行事や式典等については、必要不可欠なもの、回避できないもののみ開催し、実施にあたって必要最小限の人数編成とします。
- 本学教職員が主催する学会等についても、オンライン形式での開催や延期等の対応を要請します。
- 利用停止や中止等についての詳細は主催部門・組織のホームページ等を通して別途お知らせします。

5. 次の事項を禁止します。

- マスクを外しての会話
- 友人の下宿や寮等での飲酒及び宿泊
- コンパや大人数での行動、授業や課外活動の前後の会食
- 営業時間短縮を要請された時間以降の飲食店への出入り

6. その他

検温スポットの設置や消毒液の増設、食堂パーティションの入替え等、感染拡大を予防するための取組み、啓発活動の強化を図ります。

本学では、大学構内の授業での感染は発生しておらず、大学に報告のある感染例の大半が飲食店や下宿での飲食、旅行に起因しています。対面での授業、大学での学びを続けるためにも、各自の生活や大学の授業時間外での行動において一人ひとりが最大限の注意を払い、正しく恐れる適切な行動を徹底するよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

以 上